

令和5年度事業報告書

今年度の「表現の自由に関する啓発事業」（定款に定める特定非営利活動に係る事業）としては、不特定多数の受益者を想定して主に次のような事業を実施し、一定の啓発成果があったと考えている。

① 国連インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）の日本開催に合わせたの展開

IGFが本年度の10月に京都で開催されたことに合わせて、策定中の国連サイバー犯罪条約のあり方、著作権と表現の自由、児童保護のためのインターネット規制における表現の自由やプライバシー権とのバランス、政府によるプラットフォーム規制とプラットフォームによるコンテンツ・モデレーションのあり方、バーチャルなジェンダー・セクシュアリティをめぐる表現の自由などのテーマで、国内外の実務者や専門家を交えた意見交換の場を設けて議論を重ねた。

IGF京都の開催前には、一般に向けて、4月15日にX（旧Twitter）スペースで「解説：新サイバー犯罪条約＋インターネット年齢認証制度」、同じくスペースで7月8日に参院議員の山田太郎氏を招いて「第211回国会を振り返る（サイバー犯罪条約に関する首相・外相答弁等）」を開催。

また11月11日には、IGF京都のセッションに登壇した人類学者リュドミラ・ブレディキナさんによるZOOMウェビナー「バーチャルアバターと表象批判を考える」を開催して、IGFでの議論を振り返った。

② 大英博物館春画展から10周年に寄せての刑法175条・わいせつ表現規制に関する問題提起

2013年から2014年にかけて開催された大英博物館での春画展から本年度は10年の節目にあたる。海外で所蔵される春画作品の日本での巡回展が刑法175条による制約によってなかなか実現できなかったことは、多くの人々に衝撃を与え、わいせつ表現の規制問題について改めて社会が向き合う契機となった。その10周年に合わせ、参議院議員会館を会場にドキュメンタリー映画「春画と日本人」を上映し、監督の大塚敦氏を招いて刑法175条についてのパネルトークを開催した。

③ フォローアップ等

昨年度以前に重点を置いていた給付行政と表現の自由との問題や、依存症対策を理由とするゲーム規制の問題、地方自治体による有害図書指定の問題についても引き続きフォローアップに努め、映画「宮本から君へ」助成金裁判の原告側代理人を招いてのXスペースや、コンテンツ文化研究会との共催による香川県ゲーム条例の制定過程を振り返る講演会、神奈川県青少年保護育成条例についての勉強会等を開催した。また、本年度から施行されたいわゆる「寄附新法」について、市民活動における表現の自由とのバランスについて考えるオンライン・シンポジウムを開催した。

令和5年度の特特定非営利活動に係る事業には、理事とボランティアの合計6名が従事し、支出の合計は3,510,346円であった。